平成２２年（フ）第２４２号
神奈川県横須賀市吉井２丁目６番３―1103号
破産者　松山　知子
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１１３号
富山県高岡市開発本町５番36号
破産者　畑野　政樹
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３０３号
石川県羽咋郡宝達志水町荻島イ26番地15
破産者　北山　修三
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４００号
石川県白山市日向町ホ59番地22
破産者　木戸口　嘉
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２９８７号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字土坪3741番地スペリア千音寺802号
破産者　奥村　孝郎
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０５９号
大阪府東大阪市渋川町１丁目８番21号
破産者　しぶかわ薬局こと　高山　忠男
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０６７号
大阪府豊中市本町２－４－６　プルミエール豊中202、住民票上の住所東京都調布市柴崎２丁目13番地３　つつじケ丘ハイムＢ―404
破産者　高山　宏一
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５０号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目７番地の３メゾンフジ301
破産者　井村みさよ
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０２８号
北九州市戸畑区一枝１丁目５番８号
破産者　下川　秀利
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２３１２号
札幌市東区東苗穂８条２丁目２番22号　ツインハウス２階
破産者　呉　　芳隆
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３９号
千葉県松戸市常盤平４丁目17番地　常磐平公団住宅Ｅ街区32棟305号、破産手続開始決定時の住所茨城県取手市本郷１丁目21番３号
破産者　中西　　靖
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
愛知県一宮市西大海道字本郷16番地
破産者　ＹＳエンヂニアリングこと　山岸　聡
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第９８３号
京都市山科区椥辻東浦町18番地２　メイゾン山科605号、開始決定時の住所京都市山科区厨子奥若林町１番地64
破産者　増田こと　増田智勇紀
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
沖縄県浦添市牧港４丁目26番１―101号　プラウディアコート浦添
破産者　小沼　錦弥
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２５６号
福岡県春日市須玖南１丁目56番地サンシャイン須玖南、破産手続開始決定時の住所福岡市南区野間４丁目９番20号
破産者　中村　勝則
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第４７２９号
大阪市旭区今市１丁目３番１号
破産者　三栄ミシン株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで
2　一般調査期日　平成23年４月21日午後４時
平成23年２月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７３１号
大阪府豊中市夕日丘３―13―14、開始決定時の住所大阪府豊中市大島町１丁目14番10号
破産者　山並工務店こと　山並昭十三
1　破産債権の届出期間　平成23年３月14日まで
2　一般調査期日　平成23年４月14日午後４時
平成23年２月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５５６号
堺市堺区中田出井町２丁１番20号、前住所堺市中区福田841番地９
破産者　岸本　雅亘
1　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
2　一般調査期日　平成23年４月28日午前10時30分
平成23年２月４日
大阪地方裁判所堺支部破産係